

八尾市立病院病院診療所薬局連携ネットワークシステム運用要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、八尾市立病院病院診療所薬局連携ネットワークシステム（以下、「病診薬連携システム」という。）を構成する機器、これらを利用した紹介連携システム又はカルテ参照システムの運用及び管理に関し必要な事項を定め、システムの効率的な運用及び適正な管理を図り、併せて情報の漏えい、改ざん及び破壊等を防止し、情報の安全かつ適正な管理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 病診薬連携システムは、範囲内の機器、これらを利用した紹介連携システム及びカルテ参照システムをシステムの対象とし、以下の規定を適用する。

第2章 管理組織

(システム管理責任者等)

第3条 システム管理責任者（八尾市立病院総合医療情報システム管理要綱で定めるシステム管理責任者をいう。以下同じ。）は、病診薬連携システムの安全かつ適正な運用管理を行うため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 病診薬連携システムの利用者の指導及び監督
- (2) 病診薬連携システムの利用に係る利用機関識別番号（利用機関コード）、利用者識別番号（ユーザーID）及び暗証番号（パスワード）の管理
- (3) サーバへのアクセス状況及び稼働状況の確認、情報の保全状態の把握、取得したアクセスログの検証並びに情報のバックアップの実施等
- (4) その他病診薬連携システムの運用及び管理に関すること。

2 システム管理責任者が許可しない機器は、病診薬連携システムを利用する機器に接続することができない。

3 システム管理責任者は、第1項各号の業務を補助又は業務の一部若しくは全部を代行させるためシステム管理補助者を指名することができる。

4 システム管理補助者は、業務状況について適宜システム管理責任者に報告しなければならない。

(ヘルプデスク)

第4条 病診薬連携システムの保守のため、八尾市立病院内にヘルプデスクを設置する。

2 ヘルプデスクは、システム管理責任者の命を受け、病診薬連携システムの監視及び定期的な情報のバックアップ等病診薬連携システムの保守を行う。

3 ヘルプデスクの維持経費については、別に定める。

(地域医療連携室)

第5条 病診薬連携システムに接続する医療機関からの予約及び相談は、八尾市立病院地域医療連携室が行う。

第3章 利用団体、利用施設及び利用者

(利用することができる者)

第6条 診薬連携システムは、地域医師会、地域歯科医師会及び地域薬剤師会の3団体及び地域訪問看護ステーション協議会、地域介護保険事業者連絡協議会、地域包括ケアセンター等(以下「利用団体」という。)に所属する医療機関(以下「利用施設」という。)又は利用団体及び利用施設に所属する者並びにその他の者で次の各号に掲げる利用者(本要綱に定める利用者ID、パスワード等の登録を完了した病診薬連携システム参加者に限る。)が利用することができる。

(1) 地域医師会の会員で八尾市立病院の登録医(医師)

(2) 地域歯科医師会の会員で八尾市立病院の登録医(歯科医師)

(3) 前2号に規定する者が施設管理者の場合、その施設に勤務する従業員(各施設2名以内)

(4) 地域薬剤師会の会員で八尾市立病院に登録された管理薬剤師

(5) 地域の訪問看護ステーション協議会(連絡会)等に参加している訪問看護ステーションの管理者に指名され、かつ八尾市立病院に登録されている看護師又は保健師

(6) 地域の介護保険事業者連絡協議会等に参加している居宅介護支援事業所の代表者に指名され、かつ八尾市立病院に登録されている介護支援専門員

(7) 地域包括支援センターの代表者に指名され、かつ八尾市立病院に登録されている以下の者

①看護師 ②社会福祉士 ③介護支援専門員

(8) 八尾市立病院に勤務する医師で、八尾市立病院病院長が特に認めた者
(利用権の設定)

第7条 システム管理責任者は、利用施設及び利用者（以下「利用者等」という。）が病診薬連携システムを利用するにあたり、利用者等に対して、利用施設コード及び利用者IDを付与し、利用権の管理を行うものとする。

2 利用施設コード及び利用者IDの種類は次に掲げるとおりとする。

(1) 利用施設コード 医療機関開設者又は医療機関病院長に係る施設コード

(2) 医師ID 前条第1号及び第2号で規定する個人に係る利用者ID

(3) 従業員ID 前条第3号に規定する個人に係る従業員ID

(4) 薬剤師ID 前条第4号に規定する個人に係る利用者ID

(5) 訪問看護ID 前条第5号に規定する個人に係る利用者ID

(6) 介護支援専門員ID 前条第6号に規定するケアマネージャー個人に係る利用者ID

(7) 社会福祉士ID 前条第6号に規定するケアマネージャー個人に係る利用者ID

(8) 保健師ID 前条第6号に規定する保健師に係る利用者ID

(9) 管理者ID システム管理責任者が特別に指名した者に係る利用者ID

3 前項5号に規定する個人に係るIDは、「八尾市立病院総合情報システム管理要綱」で定めるものとする。

(利用者等が行えること)

第8条 利用者等は、利用施設コード及び利用者IDを用いて病診薬連携システムを利用し、病診薬連携システムが提供する八尾市立病院で実際に行われた医療行為とその実施記録等の情報を受けることができる。

2 病診薬連携システムが提供するサービスは別途定める。

(利用団体の責務)

第9条 利用団体の代表者は、病診薬連携システムの責任者として利用団体管理責任者を任命し、次に掲げる業務を行わせなければならない。

(1) 利用団体に所属する会員の管理

(2) 利用団体に所属する病診薬連携システム利用者への教育及び人材育成

(3) 病診薬連携システムの円滑な運用の支援

2 利用団体管理責任者は、所属する利用者に対して定期的に病診薬連携シス

テムの安全管理に関する教育を実施しなければならない。

- 3 利用団体の代表者は、利用団体管理責任者を任命し、又はこれに変更があったときは、速やかにシステム管理責任者に報告しなければならない。

(利用施設の責務)

第10条 利用施設の代表者は、病診薬連携システムの責任者として利用施設管理責任者を任命し、次に掲げる業務を行わせなければならない。

- (1) 利用施設に設置した病診薬連携システムのための機器、ソフトウェア等でシステム管理責任者が許可した機器（以下「接続機器」という。）の保守管理並びにウイルス対策ソフトの導入及び最新のウイルス定義状態への常時更新
- (2) 利用施設に設置した接続機器において発生した障害への対応
- (3) 利用施設内の利用者の教育、指導及び監督
- (4) 利用施設に設置した接続機器がアクセスした情報の管理
- (5) 病診薬連携システムの円滑な運用

- 2 利用施設の代表者は、利用施設管理責任者を任命し、又はこれに変更があったときは、速やかにシステムの責任者に報告しなければならない。

(利用者等の責務)

第11条 利用者等は、病診薬連携システムを通じて入手した情報について、適正な利用に努めるとともに、個人情報保護等に留意し、業務以外での利用、閲覧、複製、公開及び提供をしてはならない。

- 2 利用者等は、利用者IDに係る暗証番号について、第三者に知られないように厳重に管理するとともに、定期的に暗証番号を変更する等の措置を講じなければならない。
- 3 利用者等が病診薬連携システムに接続する端末には、セキュリティを維持するためにウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。
- 4 利用者等は、病診薬連携システムに接続する端末でファイル交換ソフトの接続機器へのインストール又は交換ソフトを使用してはならない。
- 5 利用者が、病診薬連携システムに接続するためのソフトウェア及び設定を他人に譲渡してはならない。
- 6 利用者等は、接続を行う端末やその接続環境に変更を生じた者は、直ちに

その旨をシステム管理責任者に届け出なければならない。

- 7 第6条5号で認める利用者等以外は、利用する接続機器を利用者等が管理する施設外へ移動させてはならない。
- 8 利用者等は、病診薬連携システムを利用するに際して、著作権法（昭和45年法律第48号）及び八尾市個人情報保護条例（平成10年八尾市条例第15号）等の関係法規を遵守しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、病診薬連携システムの情報の取扱いについてはシステム管理責任者が別に定める。

第4章 運用

（参加申込等）

第12条 利用者等となるために病診薬連携システムに参加しようとする者は、システム管理責任者に対して「八尾市立病院 病院診療所連携ネットワークシステム利用申請書」及び誓約書を提出しなければならない。

- 2 システム管理責任者は前項の参加申し込みに対して病診薬連携システムへの参加を認めることができる。
- 3 利用者等は、第1項の参加申込書の内容に変更があった場合は、速やかにシステム管理責任者に報告しなければならない。
- 4 利用者は、利用を中止する場合は、システム管理責任者に届け出なければならない。

（患者の同意）

第13条 利用者等が病診薬連携システムにおいて患者情報を含む個人情報をサービスで利用する場合は、必ず患者に説明し、同意を得た上で行うこと。また、利用施設管理責任者は、施設ごとにその内容を明示しなければならない。

- 2 システム管理責任者は、利用可能なサービスのうち、患者から申し出があった場合には閲覧を停止することができる。ただし、利用者等が当該患者の生命及び身体に対する急迫の危難を免れさせるため必要とする場合はこの限りでない。
- 3 前1項の定めにかかわらず、八尾市立病院の職員が利用する場合は、この限りではない。
- 4 前2項の定めにかかわらず、大規模災害が発生した場合等患者の生命及び

身体に対する現在の危難を避けるためやむを得ない場合は、システム管理責任者は患者の同意なく病診薬連携システムにおいて患者の情報を掲示し、利用者等の閲覧を可能とすることができる。

- 5 前4項に規定するもののほか、個人情報の管理にかかる事項は別に定める。
(情報の保全状態の把握)

第14条 システム管理責任者は、病診薬連携システムへのアクセス状況及び稼働状況並びに取得したアクセスログを定期的に確認及び検証し、情報の保全状態の把握に努めなければならない。

(責任分界点)

第15条 システム管理責任者、利用施設管理責任者及び利用者は、病診薬連携システムの適切な運用を図るためそれぞれの管理対象について、事故が生じないよう責任を持って管理しなければならない。

- 2 前項の管理対象のうち、八尾市立病院の責任となる管理対象は、次に掲げるものとする。ただし、個別のシステムが別に管理される場合、その個別のシステムの次に掲げる部分については、個別のシステムの管理者の責任により管理するものとする。

- (1) 病診薬連携システムのサーバ（ハードウェア）
- (2) 病診薬連携システムのシステム（ソフトウェア）
- (3) 八尾市立病院側の通信回線
- (4) 病診薬連携システムのサーバ内及び通信中の情報

- 3 第1項の管理対象のうち、利用者及び利用施設の責任となる管理対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 接続機器（参加機関に設置されているサーバ、端末、VPN対応ルータ等）
- (2) 病診薬連携システムを利用するためのソフトウェア（VPNクライアントソフトウェア、クライアント認証ソフト、端末のOS、ブラウザ、ウイルス対策ソフト等）

- (3) 利用施設側の通信回線
- (4) 病診薬連携システムからダウンロードした情報

(利用時間)

第16条 病診薬連携システムの利用は、常時可能とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、病診薬連携システムの保守点検又は機能更新を行う場合は、システム管理責任者が利用者等に対して病診薬連携システムを通じ、事前に通知をした上で運用を停止することができる。ただし、不定期又は緊急に必要となった保守点検や修理の際は通知なく運用を停止することができる。
- 3 大規模災害が発生した場合等患者の生命及び身体に対する現在の危難を避けるためやむを得ない場合は、システム管理責任者は利用者等に通知することなく病診薬連携システムを運用するに当たり特別の措置をとることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、病診薬連携システムに接続される個別のサーバ（webサーバ等）の利用時間に関しては、システム管理責任者が定める。

（情報の利用）

第17条 利用者等が病診薬連携システムに登載されている情報を地域連携等の医療の向上のために利用する場合には、システム管理責任者に申請し許可を得なければならない。

- 2 システム管理責任者は、前項の申請に対し情報の利用を許可するに当たっては、八尾市立病院臨床研究委員会の意見を聴くものとする。
- 3 システム管理責任者は、病診薬連携システムに掲載された情報を情報の著作者又は患者の承諾を得て冊子への掲載等に情報を利用することができる。この場合において、情報の著作者又は患者が未成年者のときは、これらの者に加えてその保護者の同意を得た上で利用することができる。

（参加登録の抹消の届出）

第18条 利用者等が病診薬連携システムを利用しなくなるときは、利用しなくなる時まで又は利用しなくなった後速やかにシステム管理責任者に対して参加登録の抹消を届け出なければならない。

- 2 システム管理責任者は、利用者等が前項の届出をすることなく利用者でなくなった場合は、その事実を確認した上で当該利用者へ通知することなく参加登録を抹消することができる。

第5章 不適正利用等に対する措置

（通信内容の削除）

第19条 システム管理責任者は、病診薬連携システム上に掲載された通信内容が次の各号に該当する場合、掲載者に連絡することなく通信内容を削除す

ることができる。

(5) 通信内容に利用者等相互の信頼関係を失墜させるおそれがあるとき。

(6) 記載期限を経過した情報があるとき。

(7) 掲載内容が法令等の各条項に違反したとき。

(利用施設コード及び利用者 I D の一時停止又は取消し)

第 20 条 システム管理責任者は、利用者等が使用する利用者パスワードが 2 ヶ月間更新されないとき又は 1 年間利用がない場合は、利用者等に通知することなく当該利用者等の利用施設コード及び利用者 I D の使用を一時的に停止することができる。この場合において、当該利用者等が利用施設コード及び利用者 I D の使用を再開するときは、別途定める手順によりシステム管理責任者に対して申請しなければならない。

2 システム管理責任者は、利用者等が次の事項のいずれかに該当したときは、当該利用者等に通知した上で当該利用者等の利用施設コード及び利用者 I D を取り消すことができる。

(1) 本要綱の規定に違反したとき。

(2) 法令、条例及びガイドライン等の各規定に違反したとき。

(3) ネットワークへの多大な負荷を行為など、病診薬連携システムの安定稼働を妨げる行為を行ったとき。

(4) 病診薬連携システム上の情報の取り扱いが不適切であり、指導又は警告にもかかわらず改善が認められないとき。

(弁償)

第 21 条 利用者等が第 13 条の定めに反して病診薬連携システムに障害を発生させ、又は病診薬連携システムが保持する情報を漏洩若しくは消去させた場合は、利用者等は故意又は過失の程度に応じ、修理又は弁償に要した経費を負担しなければならない。

(告発)

第 22 条 利用者等が病診薬連携システムを利用して職務上知り得た人の秘密を漏らし、八尾市立病院の事務処理を誤らせる目的で病診薬連携システム上の電磁的記録を不正に作り、又は病診薬連携システム上の情報を損壊する等により八尾市立病院の業務を妨害したことで当該利用者が刑法（明治 40 年法

律第40号) 第134条で定める秘密漏示罪、同法161条の2で定める電磁的記録不正作出罪及び同供用罪、同法第234条の2で定める電子計算機損壊等業務妨害罪又はその他の犯罪を犯したと認めるに足りる十分な証拠がある場合は、八尾市立病院は利用者等の許諾なく証拠となりうる情報を保存し、速やかに刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項の規定に基づき当該利用者を告発しなければならない。

第6章 雑則

(雑則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、病診薬連携システムの運営に必要な事項については、システム管理責任者が別に定める。

附 則

この要綱は平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年3月1日から施行する。

第4条関係 定期的な情報のバックアップ、アクセスログについて

- 1 バックアップは毎日行うこと。
- 2 アクセスログ解析は月1回行うこと。
- 3 アクセスログの保持期間は1年間とする。

第8条関係 サービス

(1) 共有範囲

過去1年から未来3か月の患者情報

(2) 共有期間

IDの有効期間は、無制限

患者情報の共有は患者からの利用申し込み（同意日）から1年間

※閲覧により自動更新

(3) 利用可能サービス

サービス名		医師	歯科医師	薬剤師	看護師	保健師	ケアマネ
情報共有	診療録	○	○	○	—	—	—
	病名	○	○	○	—	—	—
	処方	○	○	○	○	○	○
	注射	○	○	○	—	—	—
	その他のオーダー	○	○	○	—	—	—
	検査結果	○	○	○	—	—	—
	画像・レポート	○	○	—	—	—	—
	患者プロフィール	○	○	○	○	○	○
	看護プロフィール	○	○	—	○	○	—
	看護記録	○	○	—	○	○	—
	退院サマリ	○	○	○	○	○	—
	看護サマリ	○	○	—	○	○	—
	予約情報・その他	○	○	○	○	○	—
患者メモ	○	○	○	○	○	○	
トレーニングレポート	—	—	○	—	—	—	
メール	○	○	○	○	○	○	
診察予約	○	○	—	—	—	—	

参考

様式 14 の 2

検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
の施設基準に係る届出書添付書類

1	届出を行う点数	検査・画像情報提供加算 電子的診療情報評価料 (該当するものを○で囲むこと)	
2	診療情報提供書の送付・受信	イ) 電子的な方法による送受を実施する ロ) 電子的な方法による送受を実施しない	
3	HPKIを有する医師数及び歯科医師数(人)	人	※2がロ)の場合は記入不要
4	検査結果・画像情報等の電子的な送受信・共有の方法	イ) 電子的な診療情報提供書に添付して送受信 ロ) 検査結果・画像情報等を、ネットワークを通じ他医療機関に閲覧許可 ハ) 他医療機関の検査結果・画像情報等を、ネットワークを通じ閲覧 (実施するものを○で囲むこと)	
5	ネットワーク名	八尾市立病院 病院・診療所・薬局連携ネットワークシステム	
6	ネットワークに所属する医療機関名	以下に5つの医療機関名を記載。ネットワーク内の医療機関数が5つに満たない場合は、所属する全医療機関名を記載する。 イ) 八尾市立病院 ロ) 徳洲会八尾総合病院 ハ) 医療法人島田会 いなりば内科クリニック ニ) 医療法人 ふじい内科小児科 ホ) 医療法人 久保医院	
7	ネットワークを運営する事務局	事務局名 : 八尾市立病院 事務局所在地 : 大阪府八尾市龍華町1丁目3番1号	
8	安全な通信環境の確保状況	チャンネル・セキュリティ : IPsec-VPN、IPsec-IKE) オブジェクト・セキュリティ : TLS	
9	個人単位の情報の閲覧権限の管理体制	有 ・ 無 (該当するものを○で囲むこと)	
10	ストレージ	有 ・ 無 (該当するものを○で囲むこと)	
		(「有」の場合) 厚生労働省標準規格に基づくストレージ機能	有 ・ 無 (該当するものを○で囲むこと)

※HPKI：厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI：Healthcare Public Key Infrastructure）

※ネットワーク：他の医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受信又は閲覧が可能なネットワーク

[記載上の注意]

3 表の8は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成25年10月）の「外部と個人情報を含む医療情報を交換する場合の安全管理」に規定するチャンネル・セキュリティ及びオブジェクト・セキュリティについて、保険医療機関内でどのような環境を確保しているかを明示する。

例 チャンネル・セキュリティ：専用線、公衆網、IP-VPN、IPsec-IKE 等
オブジェクト・セキュリティ：SSL/TLS 等